

カーボンニュートラル技術ビジネス化推進事業 に係る企画提案公募要領

大阪府では、カーボンニュートラルに資する技術について、府内企業によるビジネス化を推進することを目的に「カーボンニュートラル技術ビジネス化推進事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

カーボンニュートラル技術ビジネス化推進事業

(1) 事業の趣旨・目的

カーボンニュートラルに資する技術については、万博を契機として開発が加速しており、大阪の成長に向け、府内企業によるビジネス化を着実に推進することが必要です。

そのため、カーボンニュートラル技術に特化して、ビジネス化に向けた支援を行う全国初の拠点機能を府内に整備し、オープンイノベーションの促進によるチームビルディングの支援や、チームや企業等のニーズに応じたビジネス化サポートを通じて、府内企業が参画するビジネス化プロジェクトを創出します。

(2) 事業概要

詳細は別添の仕様書を参照してください。

(3) 委託上限額

33,887千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 スケジュール

令和7年	4月	7日（月）	公募開始
令和7年	4月	11日（金）	説明会開催
令和7年	4月	21日（月）	質問受付締切
令和7年	5月	7日（水）	提案書類提出締切
令和7年	5月	22日（木）	選定委員会
令和7年	5月下旬頃		契約締結・事業開始
令和8年	3月	31日（火）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準

禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 過去3年間に、企業の支援の実績及びピッチイベントやセミナー等開催の実績を有すること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

令和7年4月7日（月）から令和7年5月7日（水）まで

イ 配布方法

産業創造課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/cngijyutu_bijinesuka.html)

からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

(2) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月7日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 受付場所

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

電話番号：06-6210-9269

書類は郵送または受付場所に持参してください。

郵送による提出の場合は、発送時に必ず電話での連絡をお願いします。

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(3) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本4部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本4部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本4部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本4部）

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式5：1部）

②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③委任状（様式7：1部）

④使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

【添付書類】

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ク ①法人登記簿謄本（1部）

- ・ 法人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - ①公共職業安定所長に障がい者雇用状況の報告義務のある常時雇用労働者の数が 40.0 人以上の事業主の場合
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者の数が 40.0 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
 - ・ 令和 6 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ②常用雇用労働者の数が 40.0 人未満の事業主の場合
 - ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式 11）1 部
- シ 公正採用選考人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（1 部）

※以下任意項目
- ス 企業人権協議会への加入申込書の写し（1 部）
- セ 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し（1 部）
- ソ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し（1 部）

※サ②～ソについては、7（2）の審査基準における「府施策への協力」に係る配点を希望する事業者のみ提出してください。

※上記シ～ソについては、その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本1部、副本4部をそれぞれ1部ずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。なお、Word、Excel、パワーポイント以外のソフトを使用する場合は、電子媒体にPDF形式で収納してください。

ウ 提出する副本に提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報が記載されている場合は、当該箇所を黒塗りし提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「カーボンニュートラル技術ビジネス化推進事業」提案書

株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年4月11日（金） 午後2時から3時まで

(2) 開催方法

オンライン開催

オンライン会議システム Microsoft Teams を使用します。

（お申込みいただいた方には別途視聴用 URL をご連絡します。）

(3) 申込方法

電子メール（green@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、お申込みください。

※件名に「【説明会申込：カーボンニュートラル技術ビジネス化推進事業】」

と明記してください。

※電子メールを送信後、必ず電話により着信の確認をしてください。

（電話番号は、本公募要領4(2)イをご参照ください。）

(4) 説明会への申込期限

令和7年4月10日（木） 午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月21日（月） 午後6時まで

(2) 提出方法

大阪府行政オンラインシステムで受け付けます。

ア 受付 URL は産業創造課ホームページに掲載します。

事業説明会や報道機関への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。

なお、事業説明会や報道機関への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

イ 質問への回答は産業創造課ホームページに掲示し、個別には回答しません。

産業創造課ホームページ URL

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/cngijyutu_bijinesuka.html)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査では、事前に提出した応募書類以外の資料等を使用することはできません。また、パワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

ア 企画内容

審査項目	審査内容	配点
事業目的・内容の理解度	事業趣旨に合致した提案となっているか。	5 点
委託業務の内容に関する提案	(1) オープンイノベーションの促進によるチームビルディング支援について、セミナー等のテーマ案が具体的な提案となっているか。また、参加者を集め、チームビルディングにつなげる工夫等が提案されているか。 コンソーシアムの立ち上げへの支援内容が、府内産業への波及効果等がより大きいものとなる提案となっているか。(仕様書 2 (1) 参照)	30 点
	(2) 企業等のニーズに応じたビジネス化サポートについて、専門家の体制や、支援機関とのネットワーク体制も示した具体的な提案となっているか。また、ビジネス化の実現等の成果が得られる支援内容の提案となっているか。 企業等から多くの相談やニーズを集めるための工夫、効果的な相談対応に向けた体制や支援内容、万博の展示に関する情報収集、情報発信サイトの効果的な周知・発信方法等が提案されているか。(仕様書 2 (2) 参照)	30 点
事業の実施体制	本事業を適切に運営するために必要な人員体制（特に事業の統括責任者や運営管理責任者、担当者等）について、具体的な提案になっているか。 過去の実績や専門知識の有無など、提案事業者の強みがあるか。(仕様書 2 (3) 参照)	10 点
「スケジュール」「報告書の作成」に関する企画提案	本事業の実施スケジュールは、最終報告書の提出も含めて具体的かつ実行可能な提案になっているか。(仕様書 2 (3)、(4) 参照)	10 点
合 計		85 点

イ 府施策への協力（上限点数は5点とする）

審査項目	審査内容	配点
障がい者の雇用	障がい者の雇用 〈実雇用率〉 5.00%以上 4点 4.17～4.99% 3点 3.34～4.16% 2点 2.51～3.33% 1点 〈法定雇用障がい者数超過数〉 7人以上 4点 5～7人未満 3点 3～5人未満 2点 1～3人未満 1点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	4点
公正採用選考人権啓発推進員の設置及び新任・基礎研修の受講	公正採用選考人権啓発推進員の選任 推進員を設置し、研修を受講している [1点] 推進員を設置せず、研修を受講していない [0点]	1点
大阪企業人権協議会への加入	大阪企業人権協議会への加入の有無 加入している [1点] 加入していない [0点]	1点
就職困難者の就労支援への協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C－STEP）〕への加入の有無 加入している [1点] 加入していない [0点]	1点
大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録	大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無 登録している [1点] 登録していない [0点]	1点
合計		最大5点

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、同法第44条第1項に規定する親事業主、第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

※公正採用選考人権啓発推進員の設置、公正採用人権啓発推進員新任・基礎研修の受講、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

ウ 価格点

審査項目	審査内容	配点
価格点	価格点の算定式 満点（１０点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第２位を四捨五入した数値を得点とする。	１０点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を産業創造課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/cngijyutu_bijinesuka.html）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、

暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

- (1) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

- (2) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めてください。
- (3) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。